

2022年6月8日

原子力安全のための品質保証活動の向上を目指し JEAC4111 と規制機関の
要求事項・解説・ガイドとをより緊密に連携のとれたものにするための面談要望

日本電気協会/原子力規格委員会/品質保証分科会

1. 目的

原子力事業者が取り組んでいる、原子力安全のための品質保証活動の向上を目指す上では、最低限の要求事項を規則・解釈・ガイドとして定めてその適合状況を検査する規制機関の取り組みと、国内外の良い考え方・方法・事例を民間規格として定め、事業者が各々の状況に応じた活動を展開できるよう支援する取り組みとの両方が必要である。

日本電気協会の定める民間規格 JEAC4111-2021 原子力安全のためのマネジメントシステム規程は、規制機関による品質管理規則・解釈・ガイドの改定と密接に連携を図りながら数年来の検討を経て、2021年3月に改定された。日本機械学会、日本原子力学会、日本電気協会などの民間学協会が定める規格の、マネジメント関係の傘となる規格であり、民間における原子力安全のための品質保証活動の普及において重要な役割を果たしている。

しかし、規制機関の検査においては、品質管理規則・解釈・ガイドおよび JEAC4111 の内容が事業者には十分浸透していない状況が認められ、より一層の理解促進を図ることが求められている。また、JEAC4111 の普及においては、品質管理規則・解釈・ガイドにおける位置づけが明確でないために、どう扱ってよいのか悩みをかかえている関係者も多い。

本提案の目的は、上記の現状を踏まえ、JEAC4111 と規制機関の要求事項・解説・ガイドとをより緊密に連携のとれたものにする事で、品質管理規則・解釈・ガイド及び JEAC4111 の内容に対する事業者の理解をより確実なものにし、規制機関の検査を円滑なものにするとともに、JEAC4111 のさらなる普及を図ることをねらいに、問題となる要素を特定するとともに、その解決策を検討することである。

2. 上記1. に基づく面談要望

(1) JEAC4111 の次期改定を見据えて、JEAC4111-2021 と規制機関の要求事項・解説・ガイドとで不整合と感ぜられる点について、規制機関の検査部門等のご意見をお伺いするための面談をお願いしたい。なお、面談の結果をもとに、日本電気協会/原子力規格委員会/品質保証分科会内において上記の問題に対する解決策を検討する。

3. 期待される効果

(1) 品質管理規則・解釈・ガイドおよび JEAC4111 の内容の理解が事業者には浸透し、検査の場での意思疎通が改善されるとともに、品質管理規則・解釈・ガイドおよび JEAC4111 の意図を踏まえた活動が事業者において適切な形で実践されるようになり、福島第一原発事故の教訓がより良く反映される。

(2) JEAC4111 と規制機関の要求事項・解説・ガイドとがより緊密に連携のとれたものになることで、学協会が定めるマネジメントに関する民間規格についてより多くの関係者が関心を持つようになり、規格の制改定や講習会による普及活動を通して国内外の良い考え方・方法・事例の検討・導入が進み、

事業者において各々の状況に応じた活動が実践されるようになる。

- (3) 今後 IAEA による国への調査等 (IRRS) が行われた際、国の定める法令と民間規格が緊密に連携した、原子力安全のための良好な取組みとして公開できる。

4. 懸案事項

- (1) 2021 年 2 月の面談において、品質管理規則・解釈・ガイドにおける表現「実効性の維持」と JEAC4111 における表現「有効性の継続的改善」の相違が問題となっている。この問題の具体的な内容および解決策を明確にする必要がある。

関連情報

- [1] 日本電気協会/原子力規格委員会/品質保証分科会 (2021) : 「JEAC4111-2021 の位置づけ 外部説明資料」【<https://www2.nsr.go.jp/data/000383429.pdf>】
- [2] 原子力関連学協会規格類協議会 (2021.12.8) : 第 65 回原子力関連学協会規格類協議会議事録【<https://www.denki.or.jp/committee/kyougikai/jisseki>】
- [3] 2021 年 2 月 26 日原子力安全のためのマネジメントシステム規定 (JEAC4111) の改正内容の確認についての面談録 (HP より)【<https://www2.nsr.go.jp/data/000344473.pdf>】